

特定非営利活動促進法(NPO法)のこれまでの経緯

平成7年	1月17日	阪神・淡路大震災発生
平成8年	12月	「市民活動促進法案」第139回国会提出(議員立法)以後、継続審議
平成10年	3月19日	衆議院にて「特定非営利活動促進法(NPO法)」が可決成立(同年12月1日施行)
平成13年	10月1日	<u>認定特定非営利活動法人制度(認定NPO法人制度)の創設(平成13年度税制改正)</u>
平成14年	12月11日	改正NPO法の成立(翌年5月1日施行) ※特定非営利活動の種類を追加、暴力団を排除するための措置の強化 等
平成15年	4月1日	認定NPO法人制度の大幅拡充(平成15年度税制改正)
平成16年	12月24日	「今後の行政改革の方針」(新行革大綱)を閣議決定 ※公益法人制度改革における基本的枠組みを具体化
平成17年	4月1日	認定NPO法人制度の認定要件の緩和(平成17年度税制改正)
平成18年	4月1日	認定NPO法人制度の認定要件の大幅緩和(平成18年度税制改正)
	5月26日	公益法人制度改革関連3法案成立
平成20年	4月30日	認定NPO法人の認定要件の大幅緩和(平成20年度税制改正)
平成23年	6月15日	<u>改正NPO法の成立(翌年4月1日施行)</u> ※NPO法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施、制度の使いやすさと信頼性の向上のための見直し、認定制度の見直し(仮認定制度の導入等) 等
	6月30日	認定NPO法人の認定要件の大幅緩和(平成23年度税制改正)
平成28年	6月1日	<u>改正NPO法の成立(施行は、公布の日、公布から1年以内の政令で定める日(平成29年4月1日)、公布から2年6月以内の政令で定める日)</u> ※認証申請書類の縦覧期間の短縮、貸借対照表の公告規定の新設、事業報告書等の備置期間の延長、海外送金に関する書類の事前提出制度の見直し、「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」へ変更 等
	6月7日	改正NPO法の公布

主な制度改正

◎平成22年度(認定手続の簡素化等を実施)

◎平成23年度(税額控除との選択制の導入等)

○ 所得税について税額控除との選択制を導入(最高控除率50%)

- ・所得税の控除額(税額控除を選択した場合)
⇒(寄附金額 - 2000円) × 40%

※所得税に加え、個人住民税において、都道府県が指定した寄附金は4%、市区町村が指定した寄附金は6%、双方が指定した場合は10%控除される。

○ PST(パブリック・サポート・テスト: 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準)について

- ・ 相対値基準の割合を1/5以上とする特例及び小規模法人の特例の恒久化
- ・ 以下の要件を追加し選択して適用できることとする

➤ 絶対値基準(寄附金総額が年3,000円以上の者が年平均100人以上) ➤ 地方公共団体が個別に条例指定したもの

○ 初回認定の特定非営利活動法人の実績判定期間を2年とする 等

◎平成24年度(仮認定制度の導入等)

○ 特定非営利活動促進法の一部改正により、新たな認定制度による認定を受けた法人(以下「新認定法人」という。)等に係る以下の税制上の措置を整備

- ・ 新認定法人のみなし寄附金の損金算入限度額を社会福祉法人等と同等の限度額(所得金額の50%又は200万円のいずれかの大きい金額)に引上げ
- ・ 設立初期の法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、1回に限りスタートアップ支援としてPST基準を免除した仮認定(3年間有効)制度を導入
- ・ 仮認定を受けた特定非営利活動法人について、寄附金控除等の対象とする 等

○ 新たな認定制度においては、より身近な都道府県・政令指定都市が認定事務を担うなど、NPO法人に関する事務を地方自治体が一元的に実施(旧認定事務は国税庁が実施)

◎平成28年度(制度の使いやすさと信頼性向上のための措置等)

○ 特定非営利活動促進法の一部改正により、制度の使いやすさと信頼性向上のための措置として以下を整備

- ・ 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等(2か月→1か月)
- ・ 貸借対照表の公告及びその方法の規定の新設(登記事項から「資産の総額」を削除)
- ・ 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化 等
- ・ 「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」へ変更等

○ 情報公開の一層の推進を図るための措置として以下を整備

- ・ 事業報告書等及び役員報酬規程等の備置期間の延長等(約3年間→約5年間)
- ・ 内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大 等

認定特定非営利活動法人制度の主な改正の経緯

◎ 制度の施行(平成13年10月～)

【参考】制度創設時のパブリック・サポート・テスト(PST)の算式

$$\frac{\text{寄附金、助成金、(寄附金の性質を有する)会費}}{\text{総収入金額(寄附金、助成金、会費、事業収入等)}} \geq \frac{1}{3}$$

- (注1) 分子には、役員・社員からの寄附金や一者当たり基準限度超過額(一者からの寄附金で受入寄附金総額の2%を超える部分)は含めない。
(注2) 分母には、国、地方公共団体からの補助金及び負担金は含めない。
(注3) 分子・分母には、少額寄附金(3,000円未満)や寄附者が明らかでない寄附金は含めない

◎ 認定要件の緩和(平成14年度改正)

- PSTについて、役員・社員からの寄附金を分子に算入

◎ 認定要件の緩和、みなし寄附金制度(平成15年度改正)

- PSTについて、
 - ・ 3年間に限り、割合を1/5以上に引下げ
 - ・ 一者当たり基準限度超過額を受入寄附金総額の5%超に引上げ
 - ・ 少額寄附金を1,000円未満に引下げ
 - ・ 国等からの委託事業費及び国際機関からの補助金を分母から除外
- 「みなし寄附金」制度の導入
- 寄附金の損金算入限度額を所得金額の20%(改正前2.5%)に拡大

◎ 認定要件の緩和、申請手続きの簡素化(平成17年度改正)

- PSTについて、直近2事業年度等の平均により算定(各事業年度の割合は1/10以上)
- 共益的活動の制限に係る要件の緩和
- 申請書類及び報告書類の一部廃止

◎ 認定要件の緩和、閲覧書類の簡素化、小規模法人の特例(平成18年度改正)

- PSTについて、
 - ・ 割合を1/5以上とする特例の適用期限を2年延長
 - ・ 一者当たり基準限度超過額及び親族関係者からの寄附金を「同一の者からの寄附金」とみなす取扱いの緩和
 - ・ 国等からの補助金を分子・分母に算入(分母から控除との選択適用)
 - ・ 社員からの会費を分子に算入
- 社員の親族に係る要件について、社員が100名以上の法人を除外
- 閲覧対象となる書類について、20万円以上の寄附金に関する事項及び従業員給与に関する事項の一部閲覧廃止
- 小規模法人について、2年間に限り、簡素な算式によるPSTを適用

◎ 認定要件の緩和、申請手続きの負担軽減(平成20年度改正)

- PSTについて、
 - ・ 割合を1/5以上とする特例期限を3年延長
 - ・ 小規模法人の特例の割合を1/5(改正前1/3)に引き下げたうえ、適用期限を3年延長
 - ・ 実績判定期間を原則として5年(改正前2年)に延長
 - ・ 各事業年度の基準(1/10以上)の廃止
 - ・ 一者当たり基準限度超過額を受入寄附金総額の10%(改正前5%)に引上げ
 - ・ 一定の独立行政法人等からの補助金又は委託の対価について、国等からの補助金又は委託の対価と同様の取扱いとする
- 社員の親族等及び特定の法人に係る要件の廃止
- 認定の有効期間を5年(改正前2年)に延長

◎ 認定手続きの簡素化等(平成22年度改正)

- 2回目以降の認定は、原則として、書面審査にて行う
- 初回認定を受けようとする特定非営利活動法人のPST等の実績判定期間を2年とすることができる特例の適用期限を1年延長
- 認定特定非営利活動法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等の簡素化等

◎ PST要件の見直し等(平成23年度改正)

- PSTについて、
 - ・ 割合を1/5以上とする特例及び小規模法人の特例の恒久化
 - ・ 以下の要件を追加し選択して適用できることとする
 - 絶対値基準(寄附金総額が年3,000円以上の者が年平均100人以上)
 - 地方公共団体が個別に条例指定したもの
- 初回認定の特定非営利活動法人の実績判定期間を2年とする
- 認定特定非営利活動法人のみなし寄附金について認定の取消しがあった場合の取戻し課税の創設

◎ 新たな認定制度の整備等に伴う税制の整備

- 特定非営利活動促進法の一部改正により、特定非営利活動法人の所轄庁が認定する新たな認定制度等が創設されたことに伴い、新たな認定制度による認定を受けた法人(以下「新認定法人」という。)等に係る以下の税制上の措置を整備
 - ・ 新認定法人について、寄附金控除等やみなし寄附金制度の適用対象とする
 - ・ 新認定法人のみなし寄附金の損金算入限度額を社会福祉法人等と同等の限度額(所得金額の50%又は200万円のいずれかの大きい金額)に引上げ
 - ・ 仮認定を受けた特定非営利活動法人について、寄附金控除等の対象とする

◎ 制度の使いやすさと信頼性向上のための整備(平成28年度改正)

- 特定非営利活動促進法の一部改正により、制度の使いやすさと信頼性向上及び情報公開の一層の推進を図るために以下の措置を整備
 - ・ 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出等への一本化
 - ・ 役員報酬規程等の備置期間の延長等(約3年間→約5年間)
 - ・ 「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」へ変更

寄附金控除の概要

平成23年度税制改正制度により、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）への寄附について所得税において新たに税額控除を導入し、所得控除との選択制となった。

【改正前】

○ 以下の寄附について、所得控除

- ① 国又は地方公共団体に対する寄附金
- ② 指定寄附金
- ③ 特定公益増進法人に対する寄附金
- ④ 認定NPO法人に対する寄附金
- ⑤ 政治活動に関する寄附金（特定の政治献金）

〔所得控除額〕

寄附金額－2,000円

※対象となる寄附金額の上限：総所得金額の40%

【改正後：税額控除の導入】

○ 以下の寄附について、税額控除制度を導入
（現行の所得控除制度との選択制）
※平成23年分以後の所得税から適用

- ① 認定NPO法人に対する寄附金
 - ② 次の特定公益増進法人に対する寄附金
 - ・公益社団・財団法人
 - ・学校法人
 - ・社会福祉法人
 - ・更生保護法人
- 以下の要件を満たすもの
①PSTと同様の要件
（絶対数で判定する方式を含む。）
②情報公開要件

〔税額控除額〕

（寄附金額－2,000円）×40%

⇒住民税10%と合わせ50%の税額控除が可能。

（都道府県（4%）と市町村（6%）がともに控除の対象としている場合）

※対象となる寄附金額の上限：総所得金額の40%

※控除税額の上限：所得税額の25%

（参考）近年の寄附金控除の拡充

17年度改正 控除可能限度額を総所得金額の25%⇒30%の引上げ

18年度改正 適用下限額を1万円⇒5千円に引下げ

19年度改正 控除可能限度額を総所得金額の30%⇒40%に引上げ

22年度改正 適用下限額を5千円⇒2千円の引下げ

所得税及び個人住民税における寄附金控除制度の変遷

改正年度	方式		適用下限額		控除対象寄附金の限度額	
	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税
5	所得控除		1万円	10万円	総所得の25%	
平成17年					総所得の30%に 引上げ	
平成18年			5千円に引下げ			
平成19年					総所得の40%に 引上げ	
平成20年		税額控除に変更		5千円に引下げ		総所得の30%に 引上げ
5						
平成22年			2千円に引下げ			
平成23年	所得控除・税額控 除選択制の導入			2千円に引下げ		
平成24年現在						

※国に対する寄附金、政党等に対する政治活動に対する寄附金を除く。

寄附税制の活用促進と改正NPO法の円滑な施行に向けた取組

1. ホームページによる情報発信

- 特定非営利活動促進法(NPO法)の内容、認証・認定制度に関する基礎知識、特定非営利活動法人(NPO法人)向けの施策を検索できる「施策ポータルサイト」の充実などを目的とした、NPOホームページの大幅改修を実施(平成25年3月、平成27年3月)
- 認証・認定事務に関する主な質問について、内閣府の見解をQ&Aとして整理し、NPOホームページ上で公開。
- NPO法人ポータルサイトを整備。基本情報や法人から提出された閲覧書類(定款、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録)が閲覧できるよう拡充。(平成24年10月)

2. 説明会・意見交換会の実施

- 全国6カ所でブロック会議を開催し、全国の所轄庁と意見交換を実施。(直近は平成28年9月～11月)
- NPO法の運用に係る課題等について、特に多くのNPO法人を所管する自治体を中心に意見交換を実施。(随時)
- NPO法の概要、認定事務、寄附税制等について、NPO法人、中間支援組織等向けに、内閣府職員を派遣し説明する講師派遣事業を平成24年10月より開始。(実績:46回 ※平成26年2月10日現在)

3. 事例集の作成

- 人材交流・教育・融資・寄附に関する事例集を作成して、NPOホームページに掲載。(平成26年12月、平成27年1月)